

地域型保育施設 重要事項説明書

1 事業の目的

地域型保育施設 カインド・ナーサリー牧の原第2園（以下、「当園」といいます。）は、以下の運営方針に基づき、児童への保育と子育て支援を行うことを目的とします。

2 運営の方針

- ・一人ひとりの個性を尊重し、自主性を育む保育。
- ・自発的な遊びを通して、心身の健康と自律を育む保育。
- ・人との関わりを大切に、社会性と自律を育む保育。
- ・家庭との連携を大切に、子どもの成長を見守る保育。

3 当園の概要

実施種別	地域型保育事業（小規模保育事業 A 型）
名称	カインド・ナーサリー牧の原第 2 園
所在地	千葉県印西市牧の原 5 丁目 1 3-1 2 階
認可年月日	令和 3 年 3 月 30 日
電話番号	0476-85-4788
管理者氏名	施設長 椿 あずみ
利用定員（年齢別）	0 歳：3 人，1 歳：8 人，2 歳：8 人
実施する事業の種類	通常保育、延長保育
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年 1 度実施し、サービス内容の向上に努めています。

4 開園日・開園時間・保育提供時間及び休園日

開園日	開園時間	保育標準時間	延長保育時間・延長料金		休園日
月曜日 ～ 金曜日 土曜日	7 時 00 分 ～ 20 時 00 分	7 時 00 分 ～ 18 時 00 分	・ 18 時 01 分 ～19 時 00 分	30 分 400 円（上限なし）	日曜日・ 祝祭日・ 年末年始 (12/29 ～ 1/3)
			・ 19 時 01 分 ～20 時 00 分	30 分 800 円（上限なし）	
	7 時 00 分 ～ 17 時 00 分	保育短時間	保育短時間延長		
		8 時 30 分 ～ 16 時 30 分	・ 7 時 00 分 ～8 時 29 分	30 分 400 円（上限なし）	
			・ 16 時 31 分 ～20 時 00 分	30 分 800 円（上限なし）	

5 職員体制

	常勤	常勤者の 有資格	非常勤	非常勤者の 有資格	備考
管理者	1人	1人	0人	0人	
保育士	5人	5人	3人	3人	
調理員	0人	0人	2人	0人	

※職員の配置については、印西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例で定める配置基準以上で、かつ印西市で保育を実施する上で望ましいとする職員配置基準を下回らない人数とする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

6 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- 0歳 家庭との連携を密にして、安心して眠り、気持ちよく過ごすことができる生活リズムをつくっていく優しい語りかけや、発声、喃語を受けとめ、指さし、言葉へとつなげていきます。
- 1歳 保育士の適切な言葉かけと援助で、自分でしようとする気持ちを育む保育を行います。保育士に見守られ、好きな玩具や遊具、自然物に自分から関わり、一人遊びを十分に楽しめるよう保育を行います。
- 2歳 自分の思いをしっかりと主張し、思い通りにならないことを味わいながら、少しずつ自分の気持ちをコントロールしていけるように援助していきます。保育士が仲立ちとなり、感動や喜びを共感し合うなかで、友達と一緒に遊ぶ（つもり、見立て、ふり遊び）楽しさを知らせていきます。

7 給食等について

（1）提供方針

給食については、全ての活動の源となる大切なものと認識しています。そのため、安心して食べられ、丈夫な身体づくりに努める給食提供を目指しております。

（2）提供方法

自園調理

（3）昼食・おやつ

保護者の方へは、月初めに翌月の献立表をお配りします。

（4）アレルギー等への対応

使用する食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前に御連絡ください。診断書の提出や相談の上、除去の対応をいたします。

（例）卵・牛乳・そば・魚介類（えび、かに）など

除去項目が多い、または重度の場合は弁当対応になることもあります。

（5）衛生管理等

調理員および調乳・食事介助を行う保育従事職員は、毎月検便を行っています。

8 当園と保護者の連絡について

当園での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために連絡帳を活用します。
月に1回、園だよりを発行します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。

9 当園の利用に際し留意していただきたいこと

(1) 欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合

当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、その日の9:00までに御連絡願います。

(2) お迎えが遅れる場合

お迎えが遅れる場合は、原則として随時の延長保育扱いとなりますので、下記のとおり15時までに御連絡願います。

(3) 毎朝の体温等の確認

登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。

(4) 感染症について

麻疹（はしか）・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから登園してください。なお、登園する場合は、医師発行の「治癒証明証」を提出してください。

(5) 発熱している場合について

熱が37.5度以上ある場合は、登園を控えてください。
また、解熱後24時間は登園を遠慮していただいております。

(6) 与薬について

保育所は健康な状態のお子様をお預かりすることが前提になっておりますので、原則として与薬は行わないことにしています。病院受診時には保育所に通園していることとお話していただき、お薬についてのご相談をなさってください。

(7) 急に延長保育が必要な場合

当日15時までに、御連絡願います。

(8) お迎えが必要な場合

お子様の突然の発熱や、体調の変化などで急遽お迎えに来ていただくことがあります。その場合、必ず連絡の取れる連絡先または、お迎えに来られる方の連絡先を、緊急連絡先としてお伝えください。連絡が取れない、お迎えに来られない等ありますと、お子様の安全面の観点から保育をお断りさせていただくことがあります。

(9) サブスクリプションとしてベビージョブ株式会社と契約させていただいております。

保護者の方とベビージョブ株式会社とで直接契約を結びおむつとおしり拭きが定額で利用できるサービスです。詳しくは、お手紙でご確認ください。

10 連携施設について

(1) 施設の種類及び名称

- ア 認可保育所 滝すくすく保育園（社会福祉法人 すくすくどろんこの会）
- イ 認可保育所 そうほスマイル保育園（社会福祉法人 緑生福祉会）
- ウ 認可保育所 印西市立西の原保育園（印西市）
- エ 認可保育所 印西市立もとの保育園（印西市）

(2) 連携協力の概要

- (1) の各施設とも、以下に掲げる事項について連携協力を行っています。

- ア 日常の保育業務及び保育提供に関して相談を受けた場合の助言
- イ 当園がやむを得ず保育を提供できない場合の在園児への保育の提供（代替保育）
- ウ 当園による保育の提供が終了した園児（卒園児）の上限の範囲内での受入れ

1 1 健康診断等について

（１）健康診断

内科検診年２回、歯科検診年１回、嘱託医が検診をします。検診の結果については、児童票（日々の成長記録）及び連絡帳に記載します。

（２）身体測定

毎月月初に身長・体重の測定を行います。結果については、児童票（日々の成長記録）及び連絡帳に記載します。

※その他、乳幼児の日ごろの様子でご心配なことがありましたら御相談ください。

1 2 保育料

（１）基本保育料

支給認定をした市町村が定める保育料を市町村に代わり当施設が利用者より受領することになります。

（２）上乗せ徴収

連絡帳代 190 円／冊（入園時、随時）、帽子代 1000 円（入園時）

教材費 600 円（月額）

災害共済給付金制度（スポーツ共済）掛け金 250 円（入園時、年額）

1 3 支払方法（保育料や実費徴収の料金）

支払いは以下の方法でお願いいたします。

（１）基本保育料

保育料の受領は銀行への振り込みをお願いしております。毎月 10 日に請求書を発行いたしますので、指定銀行口座に 20 日までにお振込みください。

（２）上乗せ徴収

保育料と一緒に請求させていただきます。

1 4 利用の開始及び終了について

当園は以下の場合には、保育の提供を終了いたします。

- ・満３歳に達する年度が終了したとき
 - ・保育の必要性の事由に該当しなくなったとき
- なお、育児休業取得時の保育の継続は、２歳以下は、保護者の健康状態や当該児童の発達上環境の変化が好ましくない場合に限りです。
- ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 5 支給認定区分・住所等の変更

（１）支給認定区分の変更

事実発生日（要件を有した（無くした）日）が変更申請日より前であっても、事実発生日に遡って変更はできません。

ア 3号認定から2号認定に変更する場合

年齢到達で認定区分が変更になる場合、印西市より自動的に新しい認定証（2号認定証）が送付されます。

イ 就労時間等の変更に伴う認定区分（時間）を変更する場合

提出書類：「教育・保育給付認定変更届出書」

：「保育を必要とする事由」がわかる書類(就労：就労証明書等)

提出先：印西市役所または当園

(2) 住所・世帯構成・保護者区分の変更

提出書類：「教育・保育給付認定変更届出書」

提出先：印西市役所または当園

16 虐待防止のための措置

当園は、保育の提供中に、登園の職員又は養育者(教育・保育給付認定保護者等利用子どもを現に養育する者)による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、印西市役所・児童相談所等適切な機関に通告する。

17 賠償責任保険の加入

保険については、別紙をご確認ください。

18 嘱託医

(1) 内科

名称	医療法人 博愛会 印西総合病院
医院長名	原崎 弘章
所在地	印西市牧の台1-1-1
電話番号	0476-33-3000

(2) 歯科

名称	千葉ニュータウン中央ひの歯科
医院長名	日野 陽太
所在地	印西市中央北1丁目1番地 APOLLO PLANT MALL 2F
電話番号	0476-85-8388

19 緊急時の対応方法

容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が指定する機関で、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

内科	前項(1)に同じ	
歯科	前項(2)に同じ	

20 非常災害時の対策

消防計画作成 (変更) 届出書	作成・届出義務あり			
	防火管理者	椿 あずみ		
避難訓練等	火災及び地震を想定した消火避難訓練（月１回）等を実施します。			
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯			
避難場所	第１避難場所	施設前庭	第２避難場所	牧の原公園

21 要望・苦情等に関する相談窓口

- (1) 受付担当者 主任 TEL 0476-85-4788
- (2) 解決責任者 施設長 TEL 0476-85-4788
- (3) 第三者委員
 - ・元昭和学院短期大学 子ども発達専攻教授
現ソフィア心理相談室 稲見 憲子 TEL 047-380-4832
 - ・昭和学院短期大学 人間生活学科子ども発達専攻教授
佐藤 智広 TEL 03-3772-0126
- (4) 受付方法
面接・文書・電話などの方法で受付けます。

当園における保育の提供の開始にあたり「地域型保育施設重要事項説明書」に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

地域型保育施設 カインド・ナーサリー牧の原第2園

私は、本書面に基づいて地域型保育施設 カインド・ナーサリー牧の原第2園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所

児童氏名

保護者氏名

⑩

児童から見た続柄

カインド・ナーサリー牧の原第2園 利用契約書

様（以下「保護者」という）と有限会社カインド・マネージ(以下「事業者」という)とは、事業者が保護者の乳幼児_____（以下「乳幼児」という。）に対して行う保育について、以下のとおり利用契約を締結します。

（目的）

第1条 この契約は、乳幼児に対し、児童福祉法、子ども・子育て支援法及び関係する法令（以下「関係法令」という）の趣旨に従って、安心して生活できる保育を提供し、保護者は事業者に対しその保育に対する料金を支払うことについて必要な事項を定め、当該事項について保護者と事業者が合意することを目的とします。

（支給認定の確認）

第2条 この契約を進めるに当たり、事業者は保護者の提示する支給認定証により支給認定の有無、保育の区分、有効期間、保育必要量を確認し、支給認定証の内容に従って保育の提供を行うものとします。

（契約期間）

第3条 この契約の期間は、この契約の締結日から支給認定証の有効期間の満了日までとします。
2 前項の契約期間の満了日までに、支給認定証の内容に変更があった場合の契約期間の終期は、変更後の支給認定証の有効期間の満了日までとします。

（保育の場所）

第4条 保育の提供場所は、千葉県印西市牧の原5丁目13-1 2階
事業所名は「カインド・ナーサリー牧の原第2園」とします。

（保育内容）

第5条 事業者は、関係法令及び保育所保育指針に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供します。
2 保育内容は、「重要事項説明書」に記載したとおりです。
3 事業者は、「重要事項説明書」に変更があった場合、保護者に変更内容について説明を行い、保護者から同意を得るものとします。

（保育の記録）

第6条 事業者は、事業所において乳幼児の保育内容を記載した諸記録を作成し、契約満了後又は契約の解除後**5年間保存**します。なお、保存期間が経過した際には、第14条第1項の守秘義務に則り破棄処分します。
2 事業者は、保護者から諸記録の閲覧の求めがあった場合は、特別な事情がある場合を除き当該求めに応じ閲覧させるものとします。

（利用時間等）

第7条 施設における保育の提供を行う日及び時間等については、「重要事項説明書」に記載したとおりです。

2 保護者の個別の利用時間等については、別途定めることとします。

（利用者負担（保育料）等）

第8条 事業者が提供する保育等に対する利用者負担（保育料）等については、「重要事項説明書」に記載したとおりです。

2 保護者は施設が提供する保育等の対価として、次項に規定する月ごとに算定された利用者負担（保育料）等を事業者を支払うものとします。

3 保護者の個別の利用者負担（保育料）等については、印西市より情報提供を受けた金額が保育料となります。また保育料以外の実費徴収額については別途提示をします。

4 保護者の都合による休園期間は、最長2か月とし、この期間における利用者負担（保育料）は、第3項で定めた額を支払うものとします。

（利用者負担（保育料）等の支払）

第9条 利用者負担（保育料）について、事業者は明細を付して当月10日までに保護者に請求し、保護者は当月20日までに事業者指定の金融機関に振り込みます。

2 利用者負担（保育料）以外の延長保育料等の利用料について、事業者は明細を付して保育の提供を行った月の翌月10日までに保護者に請求し、保護者は請求があった月の20日までに事業者指定の金融機関に振り込みます。

3 月の途中で退所する場合の清算料金について、第1項及び前項の定めにかかわらず、事業者は明細及び支払期限を付して当月末までに保護者に請求し、保護者は支払期限までに事業者指定の金融機関に振り込みます。

4 事業者は、保護者から利用者負担（保育料）等の支払いを受けたときに、領収証が必要な方は申し出てください。

（地域型保育給付の法定代理受領）

第10条 事業者は、子ども・子育て支援法第29条第5項（同法第30条第4項の規定において準用する場合も含む。）の規定により、地域型保育給付を保護者に代わって受領します。

2 事業者が地域型保育給付を保護者に代わって受領した場合は、保護者へ受領日及び受領額を記載した文書を通知します。通知の時期につきましては、当該年度の公定価格の額が確定する次年度の5～6月頃を目安に行う予定です。

（契約の解除）

第11条 保護者又は乳幼児の事情で中途退所する場合、保護者は2週間前までに事業者へ指定の様式にて申し出るものとします。

2 次の事由に該当した場合、保護者は文書で事業者に通知することにより、この契約を解除することができます。

（1）事業者が正当な理由なく保育の提供を拒否した場合

（2）事業者が第14条に掲げる守秘義務に反した場合

（3）事業者が法令等の社会的義務に反した場合

（4）事業者が乳幼児又は保護者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行

った場合

(5) 事業者が破産した場合

- 3 事業者は、閉園や休園など止むを得ない事情がある場合、保護者に対して3か月以上の予告期間を置いて、文書で理由を明示することで、この契約を解除することができます。
- 4 次の事由に該当し、印西市が事業者による保育の実施を解除した場合は、事業者は文書で保護者に通知するとともに、あらかじめ保護者に対して当該解除の理由を説明し保護者の意見を聴取した上で、契約を解除します。
 - (1) 保護者が第8条に定める利用者負担（保育料）等の支払いを遅延した場合で、料金支払の催告期間が経過しても支払いがないとき
 - (2) 保護者が事業者、保育従事者又は他の利用者（保護者、乳幼児）に対して、重大な背信行為を行った場合
 - (3) 乳幼児が支給認定の対象ではなくなった場合
 - (4) 入所後の乳幼児の身体状況の変化により、事業者において受入れ体制等の限度を超え、事業者による保育の実施が不可能な場合

(退所時の協力)

第12条 事業者は、前条第2項及び第3項の事由により乳幼児が退所する際には、保護者の希望や乳幼児の環境の変化を勘案し、転所先の確保に努めます。

(秘密保持)

- 第13条 事業者が制定する個人情報取扱指針に基づき、事業者及び従事する全ての職員は、保育を提供をする上で知り得た乳幼児、保護者及びその家族等に関する個人情報を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。
- 2 前項の定めにかかわらず、保育の質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために必要な場合は、事業者が乳幼児、保護者の個人情報を提供するものとします。
 - 3 第1項の定めにかかわらず、施設の運営内容の向上を目的として、事業者が、乳幼児及び保護者の個人情報を第三者に提供する必要があると判断した場合は、文書等により目的及び理由を説明し、保護者の同意を得るものとします。

(緊急時の対応等)

- 第14条 事業者は、保育中に乳幼児の身体に急変が生じた場合又はその他必要があると判断した場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医又は嘱託医に連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、保育の提供において乳幼児が傷等を負った場合には、保護者に対し受傷に係る経過説明を行うものとします。

(賠償責任)

第15条 事業者は、保育の提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により乳幼児の生命身体又は財産に損害を及ぼした場合は、保護者に対してその損害を賠償します。

(相談・苦情対応)

第16条 事業者は、窓口を設置し保育に関する相談事業全般に係る要望、苦情等に対し誠実かつ

迅速に対応します。

（裁判管轄）

第17条 この契約に関して訴訟の必要が生じたときは、さいたま地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

（本契約に定めのない事項）

第18条 保護者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。この契約に定めのない事項については、関係法令に従い、事業者、保護者双方の協議により定めま

す。

（重要事項説明確認）

第19条 契約を交わすに当たり、事業者は保護者に対し、「重要事項説明書」に基づき重要事項の説明を行い、保護者はその内容を了承したものとします。

上記の契約を証するため、本書 1 通を作成し、事業者は記名押印の上コピーを取り、保護者本書 1 通、事業者コピーを 1 通保有するものとします。

令和 年 月 日

乳幼児 氏名_____

支給認定保護者 住所_____

氏名_____⑩

事業者 住 所 埼玉県さいたま市見沼区堀崎町464-2

事業者名 有限会社カインド・マネージ

代表者名 代表取締役 近藤勝彦 ⑩